

1. 職員問題

- ①自治体職員の削減をやめ、緊急時・災害時に住民救済にこたえられる職員配置をすること。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行うこと。

(回答) 人事課

自治体においては、社会情勢変化や国の制度改正などに対応し、新たな行政課題、市民ニーズに即応した持続可能な市民サービスを提供できることが求められております。

そのような中で行財政運営の円滑な執行の観点から、必要な体制整備と適正な人員配置を行うことは非常に重要な課題であると認識しております。

行政課題とニーズに即応できるよう組織機構の整備を行い、その職員配置については、正規職員の配置を基本としつつ、職務の専門性、業務内容に応じ様々な任用形態をとっております。定型業務、臨時的業務においては会計年度任用職員を、高度な専門性を有する職においては、非常勤特別職の任用をしているところであります。

基礎自治体として、持続可能な行政運営の在り方、職員のワークライフバランスも考慮し、職員の適正配置と人材育成に取り組み、市民福祉の増進につながるよう努めてまいります。

- ②大阪社保協調査によると大阪府内各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須である。貴自治体の副首長・理事職以下役職者のジェンダーバランスが偏っている理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。

(回答) 人事課

本市の一般行政職の正規職員の内訳に関して、約 66.5%が男性職員、残り 33.5%が女性職員という比率となっており、平均継続勤務年数において女性が男性よりも 5.3 年短く、平均年齢も女性が男性よりも 5.1 歳低いという結果より、管理職の偏りが生じていると考えられます。しかしながら、管理職総数の女性比率が 4 月時点で令和 3 年が 22%に対して令和 4 年が 28%となり、徐々に差は縮まりつつあります。本市としましては、今後も特定事業主行動計画に基づき、男性職員の育児参加や固定的な性別役割分担の是正を通して、出産・育児・介護を契機として退職せざるを得ない状況にならないよう、女性職員の活躍と男女共同参画の職場作りを進めていきたいと思っております。

2. コロナ対応及び物価高対策

- ①コロナ禍で命の危機にさらされている人たちが沢山いる。土日や連休などにも生活相談・医療相談・DV 相談等窓口対応ができるようにすること。

(回答) 協働人権課

本市では、「人権悩みの相談室」を月・火・水・金・土曜日（祝日含む）に開設しており、DVをはじめとする女性の人権に関する相談に対応しております。一人でも多くの困難を抱えた女性を適切な支援につなげるため、一層の相談体制の充実を図るとともに相談窓口の周知に努めてまいります。

(回答) 生活支援課

新型コロナウイルスの影響による、経済的困窮に関する相談業務につきましては、従前から実施しております生活困窮者に対する自立相談支援の位置づけにおいて、対応しております。なお、閉庁時間帯における緊急性があるケースに関しては、守衛室を通じて各担当部署が対応していることから、現時点では、土日、連休での市独自の窓口開設は考えておりません。

②各自治体独自の現金支給等困窮者対策を充実させること。

(回答) 政策推進課

昨年度も一昨年度に続き、コロナ禍での藤井寺市民や市内事業者の方々の暮らしを応援することを目的に、「買って応援ふじいでら〜第2弾 レシートを集めて、お年玉をもらおう！」を実施し、応募者の中から抽選で5千名の方に、市内登録店で使用できる6,000円分の商品券をお渡ししております。

また今年度につきましても、市民の生活支援と産業支援を目的とした商品券事業や近鉄バス利用料金の助成などの実施を予定しており、今後も状況に応じて必要な事業実施に努めてまいります。なお、事業の実施にあたっては多くの財源が必要となることから、自治体の財政力の差が支援の差にならないよう国に対し財源措置に関する要望を、引き続き行ってまいります。

③生活困難者への上下水道料の減免を行うこと。

(回答) 政策推進課

本市におきましては、一昨年度、国から新型コロナウイルス感染症対策に関連し、『地方創生臨時交付金』が交付されていたことから、独自施策の一つとして、本市が給水する全世帯に対し、令和2年10月検針分から4ヶ月間の水道基本料金の基本料金の半額を減免いたしました。

新型コロナウイルス感染症や世界的な物価上昇による社会に対する影響は大きいものと認識していますが、上下水道事業を取り巻く環境も非常に厳しい状況であるため、ご要望の施策を行うための必要な財源のすべてを、本市独自の負担で賄うことは極めて困難な状況でありますので、引き続き、国の動向なども注視しながら、検討してまいります。

(回答) 下水道総務課

下水道使用料は、下水道を利用されている方の水道使用量をもとに算出し、維持管理経費に充

当するという性質のものであることから漏水等を除き減免は実施していません。

3. 子ども・シングルマザー・貧困対策関係

- ①子育て世代がコロナ禍による失業、休業等で困窮している。新たな実態調査を実施するなどして実態をつかむこと。

(回答) 子育て支援課

本市では、子どもたちや子育て世帯への支援のあり方の検討に役立てるため、本年7月、市内在住の小学5年生、中学2年生とその保護者を対象に「子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。

本調査につきましては、子どもたち自身の生活実態や学習環境のほか、保護者ご自身のこと、各家庭の状況などを調査項目としており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う保護者の就労等への影響についてもお尋ねしました。

市内全ての子育て世代を対象とした調査ではありませんでしたが、本調査で概ねの状況を把握できればと考えております。

- ②子ども及びひとり親の医療費助成制度を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。

(回答) 保険年金課

本市におきましては、ひとり親家庭等医療費助成制度について、18歳到達年度末までの子、その父母及び養育者に対し自己負担金の一部を助成しており、また、子ども医療費助成制度については、令和3年4月より18歳到達年度末まで対象年齢を拡充し、自己負担金の一部を助成しているとともに、入院時の食事療養費についても助成を実施しているところです。

それらの医療費助成制度につきましては、大阪府補助制度で定められた事務処理要領の基準となる制度を準用しているため、無償化を導入するには、対象者の一部自己負担額が全額本市の負担となることから、本市の厳しい財政状況下にあつて、限られた財源の中で市単独での実施は困難であると考えております。

今後も市長会等を通じまして、国や大阪府に対して、国における制度化と府制度の拡充の要望をしてまいります。

- ③各市町村独自に地域で活動するNPO、子ども食堂、市民団体等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を支援すること。自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、困窮する住民や大学生などに食糧が届くようにすること。

(回答) 福祉総務課・生活支援課・子育て支援課

藤井寺市社会福祉協議会が、新型コロナウイルスの影響により生活に困窮する方に対しフードパントリー事業を実施しており、本市はホームページ等で事業周知の協力を行っております。

また、地域で活動されている市民団体が主体的に食品の無料配布の取り組みを実施されており、案内チラシを市役所に設置するなど周知の協力を努めております。

藤井寺市社会福祉協議会は、大阪いずみ市民生活協同組合・ふーどばんく OSAKA と「食材支援に関する」協定を締結しており、生活困窮者が本市へ食糧支援の相談があった場合には、藤井寺市社会福祉協議会と連携し、必要に応じて食品を提供していただいております。

④小中学校の給食を自校式で実施し完全給食とし給食費を無償化すること。休校中・長期休暇中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行うこと。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。

(回答) 保育幼稚園課

令和元年10月より、国の幼児教育・保育の無償化が始まり、1号認定子ども及び2号認定子どもの保育料が無料となりました。副食費については、無償化の対象から除外されております。

現在、年収360万円未満相当世帯と全ての世帯の第3子以降の子どもが副食費の免除対象となっており、その他の世帯には、副食費をご負担いただいております。

本市では子育て世帯を支援するため、主食費について、公立保育所では無償としており、また、民間保育所等には、一か月1人当たり400円の補助を行っております。ご要望の副食費の無償化につきましては、市の負担が高額となることから、現在のところ財政的に踏み込むのは難しいと考えております。

(回答) 学校教育課

食材費につきましては、「学校給食法」第11条に「学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする」と規定されております。市教育委員会では、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、給食費等必要な援助が行える就学援助制度を設けております。この制度により、給食費の経済的負担を軽減しているところでございます。

現在、就学援助制度で取り組んでおりますので、給食費の無償化に向けての取り組みにつきましては、市の財政状況も踏まえますと、現在のところ考えておりません。

次に、休校中・長期休暇中については、各ご家庭で子どもたちの生活を保障していただく事が必要と考えております。生活の保障が難しい家庭につきましては、市の生活支援や福祉サービス等を適切に活用していただくことが必要だと考えております。

臨時休校中については、休校の意義として、各家庭で個別に生活し、複数の人間が接触しないことにより、感染防止を図るものと考えておりますので、現在の学校施設、給食設備では、教職員も含め、感染防止を十分に図りながら、子どもたちに給食を提供することは難しいと考えているところでございます。

⑤児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこ

と。特にDVに関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。民生委員による「独身証明書」は無意味であり形骸化しているため廃止すること。

(回答) 子育て支援課

児童扶養手当の申請や現況届提出時には、一部の対象者の方には民生委員の証明書を提出いただいております。民生委員は地域の相談窓口でもあるため、証明書の記入だけでなく相談場所の1つとしてのつながりも期待しているところです。

ただし、民生委員による家庭訪問は原則行っておらず、面接において、児童扶養手当の支給要件に関係のない質問をすることはありません。支給要件に疑義が生じた場合は、十分な説明をし、必要以上にプライバシーの問題に立ち入らないよう、今後も受給者の人権に配慮した対応を心がけてまいります。

⑥学校歯科健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第3者による付き添い受診を制度化すること。児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。

(回答) 学校教育課

子どもたちの口腔状態は、「むし歯経験歯数及び口腔状態調査」において把握していきます。また、「要受診」とされた児童生徒については、保護者への検診結果の通知の際に歯医者を受診するように、通知しております。また、本市においては、年間2回の歯科検診を実施することで、児童生徒の状況を確実に把握するようにしております。

市内小学校では、限られた水洗スペースしかないため、給食後に一斉に歯みがき指導を実施することは困難と考えています。小学校1・2年生を中心に、歯科医師会から歯科医師、歯科衛生士に来ていただいて、歯磨き指導に取り組むことで、児童の意識向上に努めております。また、各校が学校保健便りで、口腔内の健康を守ることの大切さについて、保護者へ啓発するなど、学校と家庭で歯みがきの重要性を共有するようにしております。

⑦「ヤングケアラー」の実態を調査し、相談支援体制を整備するとともに、介護・家事・育児などの支援体制をつくること。

(回答) 子育て支援課

本年7月に実施した「子どもの生活に関する実態調査」におきましては、本市におけるヤングケアラーの大まかな傾向を把握するため、子どもに対する調査において、家事・家族の介助など、子ども自身が担っている内容とその頻度について調査いたしました。

ヤングケアラーに関する相談窓口や支援体制につきましては、関係部局と連携し、体制整備を

図ってまいります。

- ⑧子どもたちが進学をあきらめずにすむように、自治体独自の給付型奨学金を創設・拡充すること。奨学金制度は年々変わっているため、奨学金についてのわかりやすいパンフレットを毎年作成し配布すること。

(回答) 政策推進課

家庭の経済状況にかかわらず、意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受けることができるようにすることは、極めて重要なことであり、教育の機会均等を図る観点からは、全国一律の制度であるべきであり、まずは国が制度を整備すべきものと理解しております。

国では平成22年度から高校授業料の無償化に取り組み、さらに令和2年度からは、高校生を対象とした返済不要の奨学給付金制度を導入しており、また、大学生等を対象とした支援に関しては、無利子奨学金の拡充や償還据置期間の延長などの改善策を講じており、経済的な理由にかかわらず就学の機会を得られるような仕組みづくりがなされてきております。

そのような状況も踏まえ、本市独自で給付型奨学金を創設することは、財源問題を初め、給付の基準設定、高等教育を受ける者と受けない者との公平性が担保できるかどうかなど、難しい問題が存在していることから、今後も、国・府・他市町村の動向を注視しながら、意欲と能力のある学生が経済的理由により就学を断念することがないように、既存の日本学生支援機構や大阪府育英会の奨学金制度も含めた現行の制度にて支援に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

(回答) 学校教育課・教育総務課

【自治体独自の給付型奨学金】

本市におきましては、市内公立中学校に通う生徒の中で、生活保護世帯及び就学援助世帯を中心に、入学準備金を給付しております。

【高校入学に係る支援制度】

高等学校等への進学に向けて、国や府の奨学金制度に関する説明について、各校の進路説明会や進路懇談を通じて、保護者に直接かつ複数回お伝えするようしております。また、各校で定期的に進路通信等を発刊し、奨学金制度案内や応募の締め切り期限なども適宜アナウンスしております。さらに、教育相談員による相談窓口を設置し、その中で、進路相談や奨学金制度について、電話や面談で相談できる体制を作っております。

4. 医療・公衆衛生

- ①コロナ感染症で明らかになったように医療供給体制確保が急務である。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけること。感染経路を科学的につかむために、国や行政によるPCR検査体制の強化と感染源の追跡・分析する体制整備が必要でありクラスターが発生しやすい医療機関・介護・障害・保育等福祉施設の定期的な無料PCR検査の実施など、いつでも簡単に

PCR検査ができるようにすること。

(回答) 健康課

地域医療構想については、今後も国及び大阪府の動向を注視しつつ、必要に応じて要望等行ってまいります。

また、PCR検査体制の強化として、昨年より藤井寺市PCR検査センターを開設しております。さらなる感染拡大防止のため、定期的なPCR検査を含め、必要な方が検査を滞りなく行なえる体制が整えられるよう、国や大阪府へ要望していきたくと考えております。

②第5波・第6波の中で、大阪の保健所は全く機能しなかったことは周知の事実である。「陽性者に対する検査数」「人口あたり確保病床数」などを比べた各都道府県のコロナ対応ランキング（慶応大学・濱岡豊教授調査）では大阪府は最下位となっている。大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をはかること。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うよう大阪府に強く要望すること。

(回答) 健康課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で、保健所においては大きな業務負担が生じ、本来の保健所業務に影響を及ぼしている状況であることは認識しています。

人員配置といった保健所機能の充実、強化について、大阪府に対して対策を講じるよう、要望していきたくと考えております。

5. 国民健康保険

①コロナ禍の被害を受けている自営業者・フリーランス・非正規労働者はすべて国保に加入しており、国保料引き下げは最も効果的なコロナ対策であるという意識を持つこと。こどもの均等割は無料にすること。

(回答) 保険年金課

国民健康保険は、他の医療保険に加入しておられない方を対象とする、公的医療保険のセーフティネットの役割を果たしており、被保険者の所得水準が低くなる一方で、年齢構成が高く、医療費水準も高いため、被保険者の方々の保険料の負担が大きくなる、という構造上の課題を抱えています。本市としましては、新型コロナウイルスの影響を受けられた方を含めた被保険者の負担軽減のため、保険料の抑制や軽減策の拡充が図られるよう、国や大阪府に対し今後も継続して意見を行いたいと考えています。また、子どもの均等割保険料につきましては、令和4年度から未就学児にかかる均等割保険料を5割軽減する制度を実施していますが、さらなる負担軽減となるよう、国に対し対象年齢や軽減割合の拡充など要望を行ってまいります。

- ②多くの市町村が単年度黒字を出しながら次年度に繰り入れず基金に積み上げ、保険料の値上げを行なうという事態となっている。大阪府国保統一化により国保被保険者が重大な被害を被っていることをみとめ、2024年度の完全統一を延期するよう大阪府に意見を上げること。

(回答) 保険年金課

基金への積み立てにつきましては、予期せぬ保険料の収納不足などにより、事業費納付金の納付が困難となる場合など緊急やむを得ない財政需要に対応するためのものです。国保保険料の統一化につきましては、大阪府国保運営方針に基づき対応してまいりますが、保険料の抑制や軽減策の拡充が図られるよう、国や府に対し引き続き必要な要望や意見を行ってまいります。

- ③国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも自治体独自に適用拡大をするとともに国に要望を上げること。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。コロナ対応保険料減免については2020年度制度より後退し適用件数が減っていることを踏まえ、自治体として国に強く意見を上げること及び独自の減免拡充を行うこと。申請については申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。

(回答) 保険年金課

新型コロナウイルス感染症に感染などした国保被保険者に対する傷病手当金については、国の財政支援の対象とされている被用者に対し実施しております。対象者の拡大については、自営業の方などの就業形態や収入状況が多様であり、給付額の算定の基準となる収入の捕捉が困難であるため、国の財源と基準に基づく運用に努めています。

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金や減免制度については、市の広報紙やホームページへの掲載により周知に努めるとともに、本年6月に発送した納付書に新型コロナウイルス感染症に係る減免制度のチラシを同封いたしました。

また、感染拡大防止の観点から新型コロナウイルス感染症に係る減免申請書については、ホームページからダウンロード可能となっており、窓口での密を避けるため原則郵送での申請をお願いしております。

6. 特定健診・がん検診・歯科健診等

- ①特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。

(回答) 健康課・保険年金課

特定健診の受診率については、毎年受診率向上対策の分析・評価を行っています。

令和2年度の特定健診の受診率は47.8%となっており、全国平均の33.7%、大阪府平均の27.5%

を上回っている状況です。

本市の令和 3 年度のがん検診の受診率は胃がん検診 6.4%（大阪府平均 4.0%）、大腸がん検診 5.5%（大阪府平均 5.2%）、肺がん検診 4.8%（大阪府平均 4.7%）、子宮がん検診 11.2%（大阪府平均 15.9%）、乳がん検診 14.1%（大阪府平均 13.1%）となっております。がん検診は保健センターでの集団検診に加え、大阪がん循環器病予防センターでの施設検診や、医療機関での個別検診を実施しています。子宮がん検診では医療機関での受診で、夜診や土曜日も受診可能です。また 20 歳女性に子宮頸がん検診の無料クーポン券、40 歳女性に乳がん検診の無料クーポン券の配布、特定年齢者への個別通知・未受診者への再通知、市ホームページからのがん検診申し込み受付を実施しております。今後も市広報紙やポスター、市ホームページ、SNS 等を通じて市民に周知し、がん検診受診率向上を図ってまいります。

②歯科口腔保健条例並びに歯科口腔保健計画を策定すること。成人歯科健診は18歳以上を対象に毎年、無料で実施すること。在宅患者・障害者らを対象にした訪問歯科健診、妊婦を対象にした歯科健診を実施すること。

(回答) 健康課

(1) 歯科口腔保健条例につきましては、現時点で策定予定はありませんが、今後も「歯科口腔保健の推進に関する法律」等に則り、歯科保健事業を推進していきます。

歯科口腔保健計画につきましては、本市では「藤井寺市健康増進計画（第 2 次）・食育推進計画」に組み込んでおります。「大阪府歯科口腔保健計画」も踏まえ、今後も歯科保健に取り組んでまいります。

(2) 本市では現在、各乳幼児歯科健診に加え、35 歳・40～50 歳（毎年）・55 歳・60 歳・65 歳・70 歳の方に対する成人歯科健診、妊婦の方に対する妊婦歯科健診を無料で実施しています。また、75 歳以上の方に対しては、大阪府後期高齢者医療広域連合による、大阪府後期高齢者医療歯科健診を無料で毎年受診していただけます。

なお、大阪府後期高齢者医療にご加入でない方には市で実施している歯科健診を無料で受診していただけます。

国の骨太の方針にも示されている「国民皆歯科健診」の動向も注視し、よりよい歯科保健事業を目指してまいります。

訪問歯科健診につきましては、治療となることが多いため藤井寺市歯科医師会で立ち上げておられる「在宅ケアステーション」をご紹介するなどし、関係機関と連携を図っております。

7. 介護保険・高齢者施策

①高齢者に過大な負担となっている介護保険料を一般会計繰入によって引き下げること。また、国に対し国庫負担の大幅な引き上げと公費による保険料基準額の引き下げについて働きかけること。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険

料引下げを行うこと。

(回答) 高齢介護課

一般会計からの繰入につきましては、本市の財政状況及び世代間負担の公平性を鑑みた上で、法定分以外での繰入は現状では実現が困難な状況です。なお、第8期介護保険事業計画は、介護給付費準備基金の残高全額を繰り入れた計画となっております。

②非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除とすること。

(回答) 高齢介護課

本市の介護保険料は、世帯全員の課税状況及び被保険者本人の合計所得金額・課税年金収入額等に応じて11段階の保険料を設定しておりますが、本市独自の対策として、所得が低く生活に困窮されている方を対象に、収入や資産について一定の要件を定めて保険料を軽減する減免措置を実施しております。これ以上の減免制度の拡充は、全体の保険料をさらに引き上げる要因となるため、現在考えておりません。しかし、現在実施しております減免措置については、引き続き広報紙やホームページへ掲載することにより、制度の周知に努めて参りたいと考えております。

③介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。2021年8月からの介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）改定の影響の実態を調査するとともに、自治体独自の軽減措置を行うこと。

(回答) 高齢介護課

低所得者に対する介護サービス費の無料化について、本市では現状、実施予定はございません。食費・部屋代の自治体独自の軽減措置について、本市では現状、実施予定はございません。

④総合事業（介護予防・生活支援総合事業）について

イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、全ての要支援認定者が「従来（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）相当サービス」を利用できるようにすること。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。

(回答) 高齢介護課

本市における訪問型サービス・通所型サービスは、緩和した基準によるサービスは実施していないため、すべての要支援認定者が心身状況に応じて従来相当サービスを利用できます。また、新規・更新を問わず介護認定の申請理由を丁寧に聞き取りながら手続きを進めており、必要性がある方の認定申請を抑制することはありません。

ロ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。

(回答) 高齢介護課

従来相当型の訪問型サービスを実施しているため、単価設定についても従来相当で実施しております。

⑤居宅介護支援事業所（ケアプランセンター）に対する支援について

イ、「一定回数以上の生活援助中心型訪問介護を位置付けたケアプラン届出・検証」や「事業所単位で抽出するケアプラン検証」などについては、利用制限を行う趣旨でないことを明確にし、ケアマネージャーの裁量及び利用者の希望を尊重した取り扱いを行うこと

(回答) 高齢介護課

「一定回数以上の生活援助中心型訪問介護を位置付けたケアプラン届出・検証」や「事業所単位で抽出するケアプラン検証」などについては、利用制限を目的とする事ではなく、利用者の意向や状態に合った訪問介護の提供につなげる事の出来るケアプランとなるよう、居宅介護支援事業所に周知しています。

ロ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。

(回答) 高齢介護課

自立支援型地域ケア会議の目的として、介護保険の理念である利用者の自立支援や重度化防止等の観点から、多職種の見点を入れることにより、利用者により良いサービスの提供を検討すると共に、地域課題の抽出を目的として実施しております。

⑥保険者機能強化推進交付金については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

(回答) 高齢介護課

保険者機能強化推進交付金は、保険者として今取り組んでいることがきちんと目的に向かっていくかどうかを確認するための指標が示されているものです。交付金を獲得することだけにとらわれず、示される指標は保険者としての取組状況確認と目標設定に活用しながら、真に必要な人が必要なサービスを受けられるよう、持続可能な制度運営を目指してまいります。

- ⑦高齢者の熱中症予防の実態調査を実施すること。高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。低額な年金生活者や生活保護受給者の中では、高齢者が「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざる得ない状況があり、「貸付制度の利用」でなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を作ること。

(回答) 高齢介護課・健康課・生活支援課

本市では、熱中症予防の取り組みとして、広報紙・ホームページへの掲載、市役所庁舎での、懸垂幕及びポスターの掲示、啓発用チラシの配布を行っています。また、市立老人福祉センターでは熱中症予防についてのポスターの掲示に加えて、啓発用チラシの配布、毎日3回の館内放送、施設職員による声かけ等を行うことにより、熱中症に対する注意喚起を図っています。

生活保護受給者の冷房器具費については「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知）の一部が改正され、平成30年7月1日から、保護開始時や転居の場合で一定の要件に該当する場合には一時扶助の対象としております。

- ⑧入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

(回答) 高齢介護課

第8期介護保険事業計画では、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の拡充は予定しておりません。

入所待機者にあたっては、動向を調査により注視してまいります。

- ⑨介護人材の不足を解消するため、自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。

(回答) 高齢介護課

介護人材の不足を解消するため、現在「介護職員処遇改善加算」という制度により、介護事業所から介護職員処遇改善計画書等を自治体に提出してもらい、その計画書をもとに自治体が介護報酬に「給料の上乗せ費用」を追加し事業所に支給しております。それを事業所が介護職員へ給料として支給しておりますので助成金の制度化について実施は予定しておりません。

また、国庫負担方式による処遇改善制度につきましても、必要に応じて国に要望してまいります。

⑩軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。

(回答) 高齢介護課

難聴を抱える高齢者は、情報の遮断による事故、他者とのコミュニケーションを図るうえでの問題による社会参加意欲の減退などのリスクが高まると考えられるため、身体障害者手帳の交付対象外となる加齢性難聴高齢者を対象とする補聴器購入費への国庫補助等の財政措置を講じていただくよう、国・府への要望事項の取りまとめ先であります中部ブロックを通じて要望しております。

8. 障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療

①障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定（要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと）との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。

(回答) 福祉総務課

65歳到達前に、介護サービスについての意向を確認し必要に応じた案内をしておりますが、実際に要介護認定の申請をされるまでの期間は障害サービスの提供を行っております。

②日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。

(回答) 福祉総務課

65歳到達前に、65歳到達後の福祉サービス等の利用意向を聞き取り、対象者の方が、要介護認定等の申請を希望されない場合においても、障害福祉サービスを一方的に打ち切ることなく、厚生労働省の通知等に即した取り扱いを行っております。今後も引き続き適切な運営を行ってまいります。

③2007年通知「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について」・2015年事務連絡「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」・「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領：令和4

年4月)」に明記されている内容にもとづき運用を行うこと。

(回答) 福祉総務課

各通知、事務連絡及び事務処理要領について適宜、内容を確認し、関係機関へも随時情報提供を行っており、明記された内容にもとづいた運用を行っております。

④介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出の「適用関係通知」等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。

(回答) 福祉総務課

介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めないルールは設けておらず、サービスの必要性について対象者から聞き取りを行い、障害福祉サービス利用のニーズの把握をしたうえで、厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行っております。

⑤介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎない。および、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。

(回答) 福祉総務課

介護保険の利用が可能である方が、障害サービスの利用を希望される場合には、聞き取りを行い個々の状況に応じて障害サービスの決定を行っております。

⑥介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合においては、現行通りの基準を適用するよう国に求めること

(回答) 福祉総務課

介護サービスを利用されず、障害サービスの利用を希望される方につきましては、必要性を勘案し、支給量の決定をおこなっており、今後も適切な運用を行ってまいります。

また、国庫負担金基準につきましては、市町村が実際に支出した金額を、国において負担するように、以前より市長会を通じ、国に要望しております。

⑦介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること

(回答) 福祉総務課

障害者総合支援法にもとづく、障害福祉サービスにかかる国庫負担基準につきましては、市町村が実際に支出した金額を、国において負担するように、以前より市長会を通じ、国に要望しております。

⑧障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあつては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。

(回答) 高齢介護課

本市の総合事業は、訪問型・通所型サービスとも従前相当サービスを実施しているため、サービスの従事者は有資格者であり、どのような利用者であってもその人らしい生活が送れるよう事業を実施しています。

⑨障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

(回答) 高齢介護課

介護保険制度において、介護保険サービス利用者には、費用の1割から3割をご負担いただいておりますが、自己負担額には所得区分に応じた上限額（月額）があり、月の自己負担額が上限額を超過した場合には、超過した金額を高額介護サービス費として支給する制度がございます。さらに、医療及び介護の両制度における一年間の自己負担の合計額が所得区分別の上限額を超えた場合には、超過金額を高額医療合算介護サービス費として支給いたしております。

介護保険制度における利用料の無料化につきましては、現行の高額介護サービス費支給制度、高額医療合算介護サービス費支給制度と密接に関係するものであることから、制度設計上、ご要望への対応は本市単独では困難であると考えております。

(回答) 福祉総務課

65歳以上の障害者の方で、新高額障害福祉サービス等給付費に該当する方は、利用者負担額が軽減されるようになりました。当該制度に該当しない方が、厚生労働省からの通知に基づき必要な障害サービスを利用された場合には、低所得者に配慮し、所得区分に応じた利用者負担額を設定することにより、負担額の軽減を行っております。

⑩2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

(回答) 保険年金課

重度障害者医療費助成制度における自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設につきましては、大阪府における補助制度の対象外となるため、市単独での負担により助成を行う必要があり、安

定的および継続的な事業実施の継続のためには、安定的な財源の確保が課題となってきます。

市の財政状況が厳しい状況下にあっては、さらなる財政負担が必要となる市単独での助成は大変難しい状況となっているため、今後も大阪府市町村福祉医療費補助事業制度で定められた事務処理要領の基準となる制度を準用しつつ、引き続き国及び府の動向等を注視し、市長会等を通じて制度拡充の要望をしております。

9. 生活保護

- ①コロナ禍の中においても各自治体の生活保護申請数、決定数が伸び悩んでいるその原因を明らかにすること。申請を躊躇わせる要因となっている「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。

(回答) 生活支援課

扶養照会については、生活保護制度における扶養義務の取扱いに従い、相談者の申出を聞き取ったうえで「扶養義務の履行が期待できる」と判断された者に対して扶養照会を行っております。また相談時には生活保護の申請権を有することを説明しております。

- ②札幌市など全国各地で作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し役所での掲示や広報への掲載を行うこと。

(回答) 生活支援課

生活保護に関する相談の際には、申請権を有していない場合等を除いて、ためらうことなく申請できるよう丁寧に説明し対応しております。

- ③ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。各地の受付面接員による若い女性やシングルマザーに対する暴言による被害が大阪社保協に報告されている。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

(回答) 生活支援課

令和4年度の生活支援課は、査察指導員2名、ケースワーカー12名の体制となっており、被保護者の支援に影響がでないよう努めております。ケースワーカーの研修についてですが、外部研修への積極的な参加や、また課内においても内部研修に努め、ケースワーカー会議（勉強会）等の開催により、ケースワーカーの育成を図っております。今後も来訪者に対して真摯に対応できるよう適正な職員配置、実施体制の整備に努め、相手の立場に寄り添った対応を心掛けてまいります。

④シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害であることを認識すること。

(回答) 生活支援課

男性ケースワーカーが担当する母子家庭世帯や独身女性の被保護者より、対応者を女性とする要望があった場合は、出来る限り、女性ケースワーカーと一緒に家庭訪問を実施し、電話対応などについても女性ケースワーカーを介して行うようにしています。

⑤自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。

(回答) 生活支援課

「生活保護のしおり」は、現在、希望される来訪者に対して、いつでも誰にでもお渡し出来るようにカウンターに常時配架しております。また、記載内容につきましては、出来る限り分かりやすく平易な文章で作成しており、また、相談者に寄り添った丁寧な説明も心掛けている次第であります。申請用紙については、相談時にお渡ししております。相談者の方の不安を和らげるような態度をもって接しております。

⑥国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。また、生活保護受給者の健診受診をすすめるため、健診受診券の発行など周知徹底させること。以上のことを実施し、生活保護利用者の医療を受ける権利を保障すること。

(回答) 生活支援課

福祉事務所の閉庁時間中の医療機関の受診については、受診後に医療機関または被保護者から連絡を受け、医療券を発行する等、柔軟に対応しております。また、生活保護受給者に対する健康診査については、特定健康診査の対象とならないため、健康課と連携を密にし、広く周知を徹底することとし、今後も引き続き、被保護者の精神的及び身体的な健康に対する不安を解消していけるように、更なる医療扶助の適正化に努めてまいります。

⑦警察OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

(回答) 生活支援課

暴力団対策等を目的として、国から警察との連携体制の強化を求められているところです。そ

の取り組みの一つとして、警察 OB の職員配置を実施しております。近年多発する窓口でのトラブルによって来庁されている市民の方々へ危害が及ぶことを未然に防ぎ、安全を確保するためにも必要であると考えております。また当市においては「適正化」ホットライン等は実施しておりません。女性ケースワーカーの訪問時の安全を図るためにも必要と考えております。

⑧生活保護基準は、2013年7月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すこと。

(回答) 生活支援課

生活保護基準については、厚生労働省令により定められており、同基準に基づき保護を実施しております。

⑨住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

(回答) 生活支援課

住宅扶助については、平成 27 年 4 月 14 日の厚生労働省通知に基づき該当される方については経過措置を講じています。

⑩医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。生活保護利用者の国保加入については反対を表明し国に意見を上げること。

(回答) 生活支援課

後発医薬品の使用原則化等は生活保護法の改正により平成 30 年 10 月 1 日から施行されており、今後も引き続き、該当される方にはわかりやすい丁寧な説明を実施してまいります。

(回答) 保険年金課

生活保護利用者の国民健康保険への加入につきましては、財務省の審議会で議論されていると承知していますが、国の財政負担を保険者（地方）と被保険者の負担に置き換え、国保財政に多々な影響が出ることも懸念されるため、今後の国における議論の状況を注視してまいります。

⑪国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。

(回答) 生活支援課

生活保護世帯の子どもの大学等の進学支援として、大学進学時の一時金の支給や住宅扶助を減

額しない措置を実施しています。今後も対象世帯に対して普段から、すぐにでも相談に乗れるような担当ケースワーカーとの関係を構築してまいります。

独自要望項目

1. 藤井寺市民病院の総合再編には反対してください。独立行政法人化もしないでください。

(回答) 市民病院あり方検討室

市立藤井寺市民病院につきましては、現在、そのあり方を検討しております。これは、施設の建替や病院規模、経営形態も含め、市民病院をどうしていくべきか、その方向性を議論するための検討となっております。

ご要望の件につきまして、現段階ではまだ特定の方向性に関する議論にまとめる時期ではなく、今後、あらゆる可能性を含め、市民病院が選択し得る方向性の精査を行うものでございます。

2. コロナワクチン接種会場が大きい所では市の東側にある体育館しかありません。交通費の支給をしてください。

(回答) 健康課

現在、市内の新型コロナワクチン接種は市民総合体育館での集団接種及び、35 か所の医療機関で個別接種を実施しております。

ご自宅近くでの接種場所を御希望の場合、市コールセンターでご案内、一部の医療機関を除き、接種日も併せて予約できます。

3. お産ができる病院を作ってください。

(回答) 政策推進課

地域医療構想の中で、公立公的医療機関の機能再編が進められている現状や病院の経営状況、また、本市の厳しい財政状況を鑑みますと、産科に対応した公立病院を新設することは極めて困難であると考えます。

(回答) 健康課

現在、市内には産婦人科が2施設あり、いずれも出産を取り扱う施設ではありませんが、妊婦健康診査などを通じて出産までの健康管理を行っていただいています。

藤井寺市民の出産状況としましては、近隣の羽曳野市にある大阪はびきの医療センターでの出産希望者が多く、そのうちほとんどの方が希望通り出産しておられます。また、同じく近隣の柏原市・松原市にも出産可能な医療機関があり、この2つの医療機関におきましては、分娩制限がなく、妊娠週数が進み、他の医療機関での分娩予約がかなわない場合にも、柔軟な受け入れが行われており、妊婦の方には安心して妊娠出産に臨んでいただいていると認識しております。

このような現状を踏まえ、産科の積極的な誘致までは考えておりません。

(回答) 市民病院事務局

市民病院で産婦人科を設置するとなりますと、365日24時間体制をとる必要があるため、複数名の医師や助産師、その他医療スタッフが必要となります。現状でも医師や看護師等の医療スタッフを確保することに苦慮している中、さらに人材を確保することは非常に難しい状況であります。

また、産婦人科は通常の診察スペースの他に、分娩室や新生児室などハード面においても増築が必要となりますが、現状の敷地内での増築は、現在の駐車場の広さから考えて難しいと思われ

ます。
このように医師をはじめとする人材確保の問題と、施設面の問題等を勘案しますと、市民病院での産婦人科の設置は非常に困難であると判断しています。

以上